

長門市小規模工事等契約希望者登録制度実施要領

平成 22 年 5 月 19 日

要領第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する小規模な工事及び修繕（以下「小規模工事等」という。）について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第 2 条 小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる工事又は修繕であって、原則として当該予定価格が 30 万円未満のものとする。

(登録できるもの)

第 3 条 契約希望者として登録することができる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 成年被後見人、被補佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (2) 長門市建設工事等請負業者選定事務要綱（平成 17 年長門市要綱第 47 号）に基づき入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者

(登録の申請等)

第 4 条 契約希望者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（別記様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

3 登録の有効期間は 2 年間とする。ただし、有効期間の途中で登録された者については、有効期間の満了日までとする。

(登録名簿への登録)

第 5 条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に掲載するとともに、公開するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された契約希望者は、登録事項に変更があったときは、小規模工事等契約希望者登録事項変更届(別記様式第2号)により、また事業を中止又は廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録辞退届(別記様式第3号)により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に該当した場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 受注に関して不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱)

第8条 市長は、登録名簿を発注担当課に情報提供するものとする。

2 発注担当課は、提供された登録名簿を小規模工事等の業者選定に活用するものとする。ただし、第3条第2号に規定する入札参加資格者名簿に登載された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

小規模工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

長門市長 様

長門市が発注する小規模工事等について、長門市小規模工事等契約希望者登録制度実施要領第4条により、契約希望者としての登録を申請します。

なお、同要領第3条第4号に該当しないことを、確認されることに同意します。

所在地又は住所	〒	
フリガナ		
商号又は名称		
フリガナ		申請・使用印
代表者名		
電話番号		
FAX番号		

※「申請・使用印」については、見積書や契約書に使用することになる印鑑を押印してください。
法人の場合は、代表者印を使用してください。

登録希望業種

番号	登録希望業種	具体的な工事の内容	許可・免許を有する場合、その種類名称等	経験年数
1				
2				
3				
4				
5				

備考

- 1 希望業種の履行に資格・免許等が必要な業種は、それらの名称を記入し、資格・免許等を有することを証明する書類の写しを添付してください。
- 2 希望業種については、別紙の希望業種の種類から選択してください。

別紙

長門市小規模工事等希望業種の種類

業種コード	工 事 の 種 類		工 事 の 内 容
0101	土木一式工事		土木一式工事
0201	大工工事		大工、型枠、造作工事等
0301	左官工事		左官、モルタル、吹付け(建築物)、とぎ出し工事等
0401	とび・ 土工・ コンク リート 工事	足場・鉄骨等組立工事	とび、足場等仮設、鉄骨組立工事等
0402		解体工事	工作物解体、ひき工事等
0403		土工事	掘削、盛土工事等
0404		外構工事	道路付属物設置、外溝、はつり工事等
0501	石工事		石積み、コンクリートブロック積工事等
0601	屋根工事		瓦・スレート・金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事等
0701	電気工事		構内電気設備、照明設備、ネオン装置工事等
0801	管 工 事	給排水設備工事	給排水・給湯設備、水洗便所設備工事等
0802		冷暖房空調設備工事	冷暖房設備、空調設備、ダクト工事等
0803		その他	ガス配管、厨房設備工事等
0901	タイル・れんが・ブロック工事		コンクリートブロック積み・れんが積み(張り)、タイル張り工事等
1001	鋼構造物工事		鉄骨、鉄塔、貯蔵用タンク設置、屋外広告、水門等の門扉設置工事
1101	鉄筋工事		鉄筋加工組立、ガス圧接工事
1201	舗装工事		アスファルト舗装、ブロック舗装工事等
1301	板金工事		板金加工取付け、建築板金工事等
1401	ガラス工事		ガラス加工取付け工事
1501	塗装工事		塗装、溶射工事等
1601	内 装 仕 上 工 事	内装工事	インテリア、天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り工事等
1602		床仕上げ工事	床仕上工事
1603		たたみ工事	たたみ工事
1604		ふすま工事	ふすま工事
1701	電気通信工事		電気通信機械設置、TV 電波障害防除設備工事等
1801	造園工事		植栽、地被、景石、地ごしらえ、水景工事等
1901	建 具 工 事	サッシ工事	サッシ取付け工事
1902		カーテンウォール工事	金属製カーテンウォール取付け工事
1903		シャッター工事	シャッター取付け工事
1904		自動ドア工事	自動ドア取付け工事
1905		建具工事	金属製・木製建具取付け工事
2001	その他の工事		※上記以外の業務

別記様式第2号（第6条関係）

小規模工事等契約希望者登録事項変更届

年 月 日

長門市長 様

住 所

届出者 称号又は名称

代表者職・氏名



小規模工事等契約希望者登録申請書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、長門市小規模工事等契約希望者登録制度実施要領第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

変更項目	変更前	変更後	変更年月日	備考

※業務を変更する場合で、業種の履行に資格・免許等が必要な場合は、資格・免許等を有することを証明する書類の写しを添付してください。

別記様式第3号（第6条関係）

小規模工事等契約希望者登録辞退届

年 月 日

長門市長 様

住 所

届出者 称号又は名称

代表者職・氏名



下記の理由により、小規模工事等契約希望者登録を辞退したいので、長門市小規模工事等契約希望者登録制度実施要領第6条の規定により届け出ます。

記

1 辞退理由（番号に○印をつけてください。）

（1）事業を廃止したため。

（2）長門市から転出したため、又は登録している主たる事業所の所在地を長門市以外に移転したため。

（3）その他（ ）

2 辞退年月日

年 月 日